

# 審 査 基 準

令和元年6月26日作成

|               |  |
|---------------|--|
| 法 令 名 :       | 質屋営業法  |
| 根 拠 条 項 :     | 第28条第3項第1号   |
| 処 分 の 概 要 :   | 質契約の終了行為者の承認   |
| 原権者(委任先) :    | 青森県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め :   | 質屋営業法第4条第3項 (営業内容の変更)<br>質屋営業法第9条第2項 (許可証の変更)<br>質屋営業法第28条第6項 (質置主の保護)<br>質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続)<br>質屋営業法施行規則第10条 (死亡の届出)<br>質屋営業法施行規則第14条の2 (許可証の返納) |
| 審 査 基 準 :     | 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不<br>適当でないと認められる者であるときに承認する。   |
| 標 準 処 理 期 間 : | 25日 (うち経由期間18日)  |
| 申 請 先 :       | 営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課 (係)   |
| 問 い 合 わ せ 先 : | 生活安全部生活安全企画課営業・危険物係 017-723-4211   |
| 備 考 :         |  |